

こども[★]誰[★]でも 通園制度

事業内容

保育所等に入所していないお子さんが、保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育所等を利用できる制度です。

対象児童

①～③のすべてに該当するこどもが利用できます。

①小美玉市に住民登録がある

②0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで対象）

③幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所のいずれの保育施設にも在籍していない

利用可能時間

こども1人につき月10時間まで

利用料

こども1人1時間あたり300円程度

※施設により異なります。

※給食やおやつ等がある場合は、別途料金がかかります。

※生活保護世帯や市民税非課税世帯等の場合、減免制度があります。



実施施設

実施施設等の詳細は、小美玉市ホームページをご確認ください。



小美玉市 HP

裏面に続く

利用の流れ

(1)利用申請（初回のみ）

右の二次元コードから「つうえんポータル」にアクセスし、利用申請を行ってください。
市で認定後、アカウント発行のお知らせメールが届きます。メールに記載されているURLからつうえんポータルにログインしてください。



つうえんポータル

(2)事前面談（初めて利用する施設の場合）

つうえんポータルで利用希望施設との面談を予約し、初回面談を行ってください。

(3)利用予約

面談後、施設が受け入れを確定した後に利用が可能になります。つうえんポータルで利用の予約をしてください。

(4)利用

利用者端末のカメラアプリで、施設が提示する二次元コードを読み取り、登降園の登録をしてください。
利用後、利用料を施設へお支払いください。

一時預かり事業との違い

一時預かり事業は、就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、こども誰でも通園制度では利用の理由は必要ありません。
家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

問い合わせ

こども課 TEL 0299-48-1111（内線3242・3243）



子育てアプリ

小美玉市の子育てに必要な情報、日々の記録や大切な思い出の保存、予防接種のスケジュール管理など、これからの子育てに役立つ機能がたくさんあります。ぜひ、紙の母子健康手帳と併せてご活用ください。

